

誘引(卑わいでないもの)・客待ち 第10条(第5項～第8項関係)

ホストクラブ

あの子、お店へ誘ってみよう

下記の地域における誘引(卑わいでないもの)及び、客引き等のために相手を待つ行為は禁止です。

対象となる誘引(卑わいでないもの)

客	従業員
・接待飲食店 (卑わいでないもの)	・接待飲食店 (卑わいでないもの)等
・深夜におけるマッサージ	
・風俗案内所 等	



※「客待ち」等の禁止地域

市区名	地域
三島市	一番町
沼津市	大手町一丁目、大手町三丁目、大手町五丁目、新宿町及び高島町
静岡市葵区	黒金町、紺屋町、呉服町2丁目、昭和町、鷹匠一丁目、伝馬町、常磐町1丁目、御幸町及び両替町2丁目
藤枝市	駅前一丁目、駅前二丁目
掛川市	駅前、紺屋町及び肴町
浜松市中央区	旭町、板屋町、海老塚町、鍛冶町、肴町、神明町、砂山町、田町、千歳町、伝馬町、平田町、旅籠町及び連尺町

静岡県迷惑行為等防止条例施行規則の一部改正
(令和8年4月1日施行)



静岡県迷惑行為等防止条例施行規則の一部改正を行い「客待ち」等の禁止地域に藤枝市駅前一丁目と駅前二丁目追加されました。

静岡県警察本部

<http://www.police.pref.shizuoka.jp/>



静岡県迷惑行為等防止条例で禁止されている主な行為



公然と見せる
(第2条関係)



住居等の盗撮
(第3条関係)



反復したつきまとい等
(第4条関係)

客引き第10条(第1項関係)



性風俗店・接待飲食店等への客引き
(いわゆるフリーの客引き)



風俗案内所等への客引き



深夜におけるマッサージ等の客引き



執ような客引き(業種は問いません)

勧誘第10条(第2項関係)

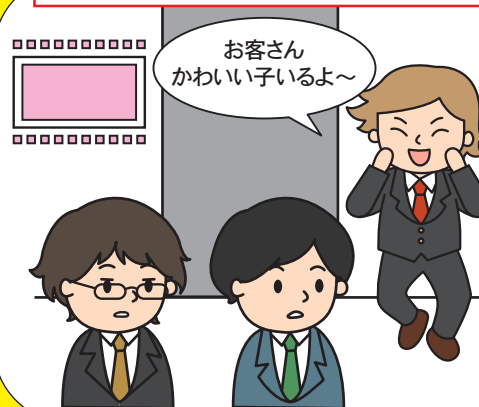


ホステス等として働くよう勧誘(スカウト)することが禁止されます。

[対象となる業種]

- ・性風俗店の接客従業員
- ・アダルトビデオ等への出演
- ・接待飲食店のホステス、又はホスト
- ・執ような勧誘(業種は問いません。)

誘引(卑わい)第10条(第3項関係)



呼びかけたり、ビラなどを配布して誘うことが禁止されます。

[対象となる業種]

- | | |
|-----------|-----------------|
| 客 | 従業員 |
| ・性風俗店 | ・性風俗店 |
| ・接待飲食店 | ・アダルトビデオ等への出演 |
| (卑わいなもの)等 | ・接待飲食店(卑わいなもの)等 |

対償を供与し客引き等をさせる行為第10条(第4項関係)



他人に現金等を与え、又は与える約束をして、客引き、勧誘等をさせることが禁止されます。